誓　約　書

令和　　年　　月　　日

糸田町長　森下　博輝　様

住　　所
氏名又は名称
及び代表者名　　印

私は糸田町が糸田町暴力団排除条例に基づき、公共工事その他の町の事務又は事業により暴力団を利することとならないように、暴力団員はもとより、暴力団若しくは暴力団と密接な関係を有する者を入札、契約から排除していることを認識したうえで、裏面の記載事項について説明を受け、これを了解し、下記事項について、誓約いたします。

なお、これらの事項に反する場合、契約の解除等、貴町が行う一切の措置について異議の申し立てを行いません。

記

1　設計業務等委託契約条項第 44 条の 3（以下「暴力団排除条項」という。）第１項各号のいずれにも該当しません。

2　暴力団排除条項第１項第１号又は第２号に該当する事由の有無の確認のため、役員名簿等の提出を求められたときは、速やかに提出いたします。

3　糸田町建設工事等に係る業者の指名停止措置要綱に基づく指名停止の措置を受けているもの及び暴力団排除条項第１項各号に該当するものを下請人（一次及び二次下請以降すべての下請負人を含む。以下同じ。）としません。

4　暴力団排除条項第１項各号に該当する者を下請負人としていて、糸田町から当該下請契約の解除（当該下請負契約の当事者でない場合は、当事者に対して解除を求めることを含む。以下「解除等）という。）を求められた場合は、解除等の求めに従います。

暴力団排除条項第１項各号の解釈について

①　暴力団排除条項第１項第３号及び第４号関係

構成員等である事実を知らずに、構成員等を雇用している場合又は暴力的組織若しくは構成員等である事実を知らずに、その者と下請契約若しくは資材、原材料の購入契約等を締結した場合であっても、当該事実の判明後速やかに、解雇に係る手続や契約の解除など適切な是正措置を行わないときは、当該事実を知りながら行っているものとみなす。

②　暴力団排除条項第１項第８号関係

「密接な交際」とは、例えば友人又は知人として、会食、遊戯、旅行、スポーツ等を共にするなどの交遊をしていることである。

「社会的に非難される関係」とは、例えば構成員等を自らが主催するパーティその他の会合に招待するような関係又は構成員が主催するパーティその他の会合に出席するような関係である。

＜設計等委託契約約款抜粋（暴力団排除条項）＞

第 44 条の 3　発注者は、警察本部からの通知に基づき、受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この条において同じ。）が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。この場合において、解除により受注者に損害があっても、発注者はその損害の賠償の責めを負わないものとする。

一　計画的又は常習的に暴力的不法行為等を行い、又は行うおそれがある組織（以下「暴力的組織」という。）であるとき。

二　役員等（個人である場合におけるその者、法人である場合におけるその法人の役員又は当該個人若しくは法人の経営に事実上参画している者をいう。以下同じ。）が暴力的組織の構成員（構成員とみなされる場合を含む。以下「構成員等」という。）となっているとき。

三　構成員等であることを知りながら、構成員等を雇用し、又は使用しているとき。

四　第１号又は第２号に該当するものであることを知りながら、そのものと下請契約等を締結したとき。

五　自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力的組織又は構成員等を利用したとき。

六　暴力的組織又は構成員等に経済上の利益又は便宜を供与したとき。

七　役員等又は使用人が、個人の私生活上において、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的若しくは第三者に損害を与える目的をもって、暴力的組織若しくは構成員等を利用したとき、又は暴力的組織若しくは構成員等に経済上の利益若しくは便宜を供与したとき。

八　役員等又は使用人が暴力的組織又は構成員等と密接な交際を有し、又は社会的に非難される関係を有しているとき。